

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年10月8日	不動産番号	0116000014098
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	練馬区南田中4丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
468番8	宅地	110	08	468番3から分筆 〔昭和60年3月26日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和61年7月8日 第37893号	原因 昭和61年6月25日売買 所有者 練馬区南田中4丁目26番10号 金子慶一郎 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年10月8日
2	所有権移転	令和3年4月15日 第15775号	原因 令和2年11月23日金子延男相続令和3年1月8日相続 所有者 埼玉県羽生市南羽生一丁目2番地16 金子行男



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(東京法務局練馬出張所管轄)

令和3年5月11日

東京法務局台東出張所

登記官

西岡信之

